

# 虐待防止・身体拘束最小化のための指針

長野県厚生農業協同組合連合会  
長野松代総合病院

## (基本的考え方)

1. 統括事業所 長野松代総合病院(以下当院)では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。また、身体拘束に関しても最小化を図ります。

- i 身体的虐待:高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任:高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待:高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待:高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待:高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## (虐待防止・身体拘束最小化に向けた体制)

2. 当院では、虐待発生防止・身体拘束最小化に努める観点から、「長野松代総合病院 虐待防止・身体拘束最小化委員会(以下委員会)」および「長野松代総合病院 虐待防止・身体拘束最小化実務委員会(以下実務委員会)」を組成し、当院全体としての組織体制とします。

3. 委員会の内容は次の通りです。

- (1)委員会には委員長を置き、委員長は統括院長とします。
- (2)委員長は委員会を招集し、その議長となります。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行します。
- (3)委員会の構成は次の通りとします。委員長の指示により必要に応じ、関係者を招集します。

委員長 統括院長

構成員 本院院長・若穂病院長・医療安全管理対策委員長・地域医療連携センター長・認知症ラウンジ担当医師・統括看護部長・若穂病院看護部長代行・統括総技師長・若穂病院総技師長代行・統括事務長・若穂病院事務長・若穂病院医療安全管理者・病棟看護師長・外来看護師長・病棟看護師長代理・訪問看護ステーション管理者・看護部医療安全委員長・医療安全管理者代表・地域医療連携課長

事務局 地域医療連携課・医療安全管理事務局

(4)委員会の開催は、委員長の招集により年1回以上の定期開催を原則とし、必要時には随時開催できます。

(5)委員会の議題は、次のような内容について実務委員会が協議した内容を確認・承認するものとします。

- ①虐待の防止・身体拘束最小化のための指針の整備に関すること
  - ②虐待の防止・身体拘束最小化のための職員研修の内容に関すること
  - ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること など
- (6)委員会の協議事項等については、事務局が議事録を作成し、管理者等へ報告します。

4. 実務委員会の内容は次の通りです。

(1) 実務委員会には実務委員長を置き、実務委員長は医療安全管理対策室長とします。

(2) 実務委員会の構成は次の通りとします。委員長の指示により必要に応じ、関係者を招集します。

実務委員長 医療安全管理対策室長

構成員 認知症ラウンド担当医師・若穂病院医療安全管理者・看護部医療安全委員長・看護部医療安全副委員長・看護部倫理副委員長・看護部身体拘束最小化チーム代表・地域医療連携センター看護責任・訪問看護ステーション管理者・訪問リハビリテーション責任・本院通所リハビリテーション担当者・若穂病院通所リハビリテーション責任・居宅介護支援事業所管理者・地域包括支援センター介護予防支援管理者・認知症看護認定看護師・地域医療連携課長

事務局 地域医療連携課・医療安全管理事務局

オブザーバー参加 統括医療安全管理者

(3) 実務委員会の開催は、実務委員長の招集により年1回以上の定期開催を原則とし、必要時には随時開催できます。

(4) 実務委員会は、次の内容について検討・協議を行い、委員会に報告します。

①虐待の防止・身体拘束最小化のための指針の整備に関すること

②虐待の防止・身体拘束最小化のための職員研修の内容に関すること

③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関するこ

と

⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ

と

(虐待の防止・身体拘束最小化のための職員研修)

5. 職員に対する虐待の防止・身体拘束最小化のための研修の内容は、虐待等の防止や身体拘束最小化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止・身体拘束最小化を徹底します。

(1) 具体的には、次のプログラムにより実施します。

・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

・高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解

・虐待の種類と発生リスクの事前理解

・早期発見・事実確認と報告等の手順

・発生した場合の改善策 など

6. 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止・身体拘束最小化のための研修を実施します。

7. 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法)

8. 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

9. また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

10. 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、職場責任者に報告します。虐待者が職場責任者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。職場責任者は医療安全管理者へ報

告します。虐待者が医療安全管理 者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

11. 医療安全管理 者は、医療相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があつた場合には、報告を行つた者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払つた上で、虐待等を行つた当人に事実確認を行います。虐待者が医療安全管理 者の場合は、他の上席者が医療安全管理 者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
12. 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
13. 上記の対応を行つたにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
14. 事実確認を行つた内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
15. 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であつても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
16. 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援)

17. 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法)

18. 虐待等の苦情相談については、医療相談担当者は、寄せられた内容について医療安全管理 者に報告します。医療安全管理 者が虐待等を行つた者である場合には、他の上席者に相談します。
19. 医療相談担当者に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
20. 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
21. 医療相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(入院患者等に対する当該指針の閲覧)

22. 入院患者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当院ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待の防止・身体拘束最小化の推進)

23. 3および4に定める研修会のほか、関係機関等により提供される虐待防止・身体拘束最小化に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。
24. 身体拘束最小化の指針の詳細については、別に定めます。

(附則)

この指針は、令和5年4月1日より施行する

令和5年4月1日制定  
令和6年4月12日確認  
令和7年5月9日確認